

①

議 案 書

教育委員会
令和5年6月定例会

議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程 2	第30号議案 …… 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について	P 4 ~ 9
日 程 3	第31号議案 …… 長崎市出島史跡整備審議会委員の委嘱について	P 10 ~ 15
日 程 4	第32号議案 …… 長崎市公民館運営審議会委員の委嘱について	P 16 ~ 20
日 程 5	第33号議案 …… 長崎市科学館運営協議会委員の委嘱について	P 21 ~ 24
日 程 6	第34号議案 …… 日吉自然の家運営協議会委員の委嘱について	P 25 ~ 28
日 程 7	第13号報告 …… 長崎市教育支援委員会の審議結果について	P 29 ~ 31
日 程 8	第35号議案 …… 職員の人事について	(別 冊)

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和4年12月27日定例会議事録案 . . . 別 添
- ・ 令和5年1月23日定例会議事録案 . . . 別 添

第30号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、原案のとおり了承する。

- | | |
|--------------------|---------|
| 1 財産の取得について | 別紙1のとおり |
| 2 令和5年度長崎市一般会計補正予算 | 別紙2のとおり |

令和5年6月5日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋田慶信

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるため、この議案を提出する。

「別紙 1」

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
デスクトップ型パソコン	210台
周辺機器	一式

令和5年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

平成27年度に整備した小中学校の教職員が使用している校務用パソコンを更新するためデスクトップ型パソコン及び周辺機器を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

デスクトップ型パソコン及び周辺機器の概要

1 デスクトップ型パソコン 210台

(1) O S W i n d o w s 1 0 P r o

(2) C P U A M D R y z e n 5 5600 G 3 . 9 G H z

(3) メインメモリ 16GB

(4) ストレージ S S D 512GB

2 周辺機器

(1) デ ィ ス プ レ イ 210台

(2) H D M I 変換ケーブル 210本

令和5年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
10.1.5〔教育総務費・教育諸費〕 キャリア教育推進事業費	1,200	-	1,200	-	-	-
10.2.4〔小学校費・学校建設費〕 【単独】小学校整備事業費 高尾小校舎等改築	9,100	-	-	-	-	9,100
【単独】小学校整備事業費 大規模改造	91,800	-	-	74,700	-	17,100
10.6.2〔社会教育費・公民館費〕 【単独】公民館施設整備事業費 大型公民館	14,300	-	-	12,800	-	1,500
10.6.3〔社会教育費・文化財保護費〕 文化財保護推進費 伝統芸能活動費補助金	2,500	-	-	-	2,500	-
10.6.8〔社会教育費・図書館費〕 市立図書館運営費	24,310	-	-	-	-	24,310
合 計	143,210	-	1,200	87,500	2,500	52,010

債務負担行為補正

事項	期間	限度額
学校給食センター整備運営事業 (南部地区)	令和5年度から令和23年度まで	739,628千円

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならぬ。

〔中 略〕

(12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

〔以下、略〕